

**【令和3年度限定】中小企業者・小規模事業者が所有する事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税の軽減を行います**

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者（以下「中小事業者等」）の税負担を軽減するため、令和3年度課税の1年度分に限り、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準を軽減します。

なお、軽減を受けるには、「町への申告」が必要です。

**軽減の内容**

令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が、前年の同期間と比べて、

- 30%以上50%未満減少した場合 → 課税標準の2分の1を軽減
- 50%以上減少した場合 → 課税標準をゼロとします

「事業収入」とは…

一般的な収益事業における売上高と同じ意味です。持続化給付金や雇用調整助成金、事業外収益等の一時的な収入は含まれません。

「中小事業者等」とは…

- ・ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人及び資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
  - ・ 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人
- ※ただし、大企業の子会社等は対象外です。

**【対象の業種】**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に定める性風俗関連特殊営業を除き、あらゆる業種が対象となります。

**【軽減対象の資産】**

事業用家屋（店舗、事務所、工場等）及び償却資産  
※土地は軽減の対象外です。

## 【申告の流れ】

- (1) 中小事業者等の方は、認定経営革新等支援機関等（税理士、公認会計士、商工会等）へ下記①～③の書類を提出して、事業収入が減少していることや特例対象家屋の事業用割合等について確認を受けてください。
  - ① 課税標準の特例措置に関する申告書（町役場町民生活課税政係・各支所行政係で入手、もしくは下のファイルを印刷してご使用ください。）
  - ② 収入減を証する書類（会計帳簿や青色申告決算書の写し等）  
※収入減に不動産賃料の猶予が含まれる場合は、猶予の金額や期間等を確認できる書類
  - ③ 特例対象家屋の事業用割合を示す書類（青色申告決算書又は収支内訳書の写し、事業用家屋の見取図等床面積に関する資料等）
- (2) 「令和3年度償却資産申告書」を例年通りに作成してください。  
※償却資産については、令和3年度償却資産申告をもって特例対象資産一覧を町へ提出したこととなります。
- (3) 認定経営革新等支援機関等の確認を受けた課税標準の特例措置に関する申告書（原本）、同機関等に提出した書類と同じもの（コピー可）、令和3年度償却資産申告書を、町役場町民生活課税政係へ持参もしくは郵送により提出してください。

## 【町への申告（提出）期間】

令和3年1月4日（月）～令和3年2月1日（月）

## ◇お問い合わせ先

阿賀町役場 町民生活課 税政係

T E L : 0254-92-5761 F A X : 0254-92-4736